

10 番 三田地和彦でございます。

通告書に基づきまして、3点について質問いたしますので  
よろしく願いいたします。

まず一点目は、気候変動対策についてであります。

この問題に関しては、今まで3回、質問をしてきました。

第1回目は、令和3年2月に温暖化対策について、海水温の上昇による台風や低気圧の異常発達で自然災害が発生し、自然の恵みを受けそれまで維持してきた農林水産業が大打撃を受けている件。

第2回目は、令和4年2月に、気候変動について県内の町村長会議の場でこの問題を話し合い、県を通じ国に対し早急に対策を講じるよう求める要望の件。

第3回目は、令和5年9月に、気候変動による被害対策（大雨）について、被害に対する支援策の件をお願いして参りました。

最近、漁業に携わる者として、気候変動（気温・海水温上昇）や潮流変動（親潮・黒潮の蛇行）によると思われる影響が、身近に感じられるようになりました。魚・貝・藻類への

影響は大きく、以前にも話した、サケの回帰率や青魚の回遊異変、貝類・アワビの大不漁、ウニの異常発生や海水温の上昇による磯焼け等が発生しております。今までの自然・環境サイクルに異変が起きていると思われることから、気候変動対策について、岩手県の市町村長会議等の場で強く話していただき、県を通じ国に対し、早急なる対策を講じていただくよう要望する考えはないか伺います。

第1次産業に携わる者は、気持ちの面と金銭面において、長く待つ余裕はございません。町長の答弁をお願いいたします。

次に、課の増設についてであります。

石破茂内閣総理大臣は、「地方の発展なくして、日本の発展はなし」との考えから、地方創生推進に向けた地方への交付金倍増の方針を示しています。

以前、平成27年9月の一般質問でも、課の増設を提言いたしました。当時、国では、人口減少は地方から立て直そうとの考えから「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を示しておりました。

その後、「地方創生」並びに「1億総活躍社会」、また、T

PP交渉大筋合意の時には、農林水産業で新たな展開に迫られ、課の増設を提言いたしました。

その時、私は、各課の仕事量や人員体制を考慮すれば、さらなる業務量・業務分野の増加への対応は、現体制では難しいのではないかと。そして、この対応次第で、今後の各市町村に、かなりの格差が生じるのではないかと発言しました。

今般、国は、自治体の創意工夫を引き出し、地域の実情に応じた活性化につなげるとの考えを示しており、今回の地方交付金の増額への取組についても、今後の各市町村の対応によって受けられる交付金にかなりの差が生じるのではないかと考えられます。

新たに課を増設するか、少なくとも課内に担当室を設置し、地方創生推進に対応すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いします。

最後に、“薬草の町岩泉”についてであります。

偶然にも、友人との懇親の場で、県内九戸村で製造している甘茶をご馳走になり、健康に良いということを聞きひらめきました。私も以前、町内の草原や里山を歩いていた時、センブリやドクダミ等の薬草が自然に生えている場所があっ

たのを思い出し、岩泉町でも薬草を生産し、“薬草の町岩泉”  
として町おこしが出来ないものかとの思いから、町長のご所  
見をお伺いします。

## 10 番 三田地 和彦 議員の御質問にお答えします。

はじめに、気候変動対策についてありますが、県農林水産部が令和6年3月にまとめた資料によれば、この50年間で親潮の南限位置が北上し、冷水が下りず、海面水温も沿岸部、沖合ともに上昇しており、秋サケ、スルメイカ等の構成比が減少し、マイワシ、サバ、ブリ等が増加するなど、海洋環境の変動により魚種の組成が変化しているとのことであります。

県においては、令和3年2月に、「いわて気候非常事態宣言」を発令し、令和5年3月には「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を改訂するなど、県民や事業者、行政などが一体となり、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減緩和策と、今後予測される被害を回避、軽減する適応策に取り組むことで、持続可能な脱炭素社会の構築を目指すこととしております。

本町におきましても、「第4次岩泉町環境基本計画」「岩泉町地球温暖化対策実行計画」「岩泉町再生可能エネルギー推進計画」を策定し、マイナスカーボンの実現を目指し、喫緊の課題である温室効果ガスの排出量の削減に取

り組んでいくこととしております。

町独自の対策といたしましては、サケの稚魚放流、アワビ・ナマコの種苗放流、磯焼けによる藻場回復事業、さらには漁業者経営の維持対策として、漁業共済及び漁船保険への加入負担金や、物価高騰対策などについて支援を行ってきたところであります。

議員から提言のありました、気候変動対策に対する国や県への要望活動につきましては、県に対し、市町村要望で「サケ資源の持続化に向けた種卵確保、回帰率向上のための取組及び効果の検証と効果的な支援の実施」「アワビ、ナマコ種苗放流に係る予算の確保」「漁場環境回復のため磯焼け対策への支援」について要望しており、併せて、国に対する働きかけについてもお願いをしているところであります。

更には、町村会を通じ「令和7年度県予算編成並びに施策に関する要望」「東日本大震災からの復興に関する要望」において、サケ、サンマなどの主力魚種の資源回復に取り組み、海洋環境の変化に対応した新たな増養殖技術の開発・導入、増加している資源の有効利用についても、重ねて要望をしております。

今後におきましても、海洋環境の改善と、漁業者経営の存続に対する対策の必要性は、十分理解しておりますので、引き続き沿岸市町村と共同し、国及び県に対して強力に要望してまいります。

次に、地方創生の推進に係る課の増設についてありますが、本町では、平成 27 年度に国の施策に呼応して、人口の現状分析・将来推計を行った上で、町の目指すべき将来の方向を示す「岩泉町人口ビジョン」と「岩泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、翌 28 年度には、政策推進課内に「地方創生対策室」を設け、各課との連携を密にしながら、総力を挙げて事業を推進してまいりました。

また、令和 2 年度からは、「岩泉町未来づくりプラン」の重点プロジェクトへ創生総合戦略事業を組み入れ、政策推進課・政策推進室が窓口となって、各課との調整役を担い、組織のスリム化を図ってきたところであります。

「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、地方創生の本格的な取組が始まってから 10 年が経過しましたが、人口減少や東京一極集中に歯止めがかからず、現在の日本

は大きな転換期を迎えていると考えております。

このような中で、国においては地方創生の推進を再起動させる様々な取組を進めるとしており、本町においても、令和7年度が新しい岩泉町総合計画の策定に向け準備を始める年度となりますことから、時代に即した組織の再編も視野に入れながら、提言のありました担当部署の設置も含め、取りこぼしのない万全の体制・対策を講じてまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

最後に、薬草を活用した町おこしの提言についてですが、本町に生育する山野草の中にも、薬効成分を含む「薬用植物」が自生しており、昔から一般家庭においても使われてきたものと認識しております。

厚生労働省の「薬事工業生産動態統計」によりますと、医薬品市場における「漢方薬」が占める割合は、約2.3パーセントとなっておりますが、過去5年間では生産額ベースで28.4パーセント増加しており、使用される「生薬」の割合は、中国産が全体の約83パーセント、国産は約10パーセントであることから、国内産の薬用作物の需要は

高まっているものと推察されます。

県内では、岩手町の農事組合法人岩手薬草生産組合が、株式会社ツムラと連携して栽培を行っており、県八幡平農業改良普及センターにおいて栽培技術等の支援を行っていると同っております。

一方、「生薬」には市場が存在しないため、医薬品メーカーによる全量買取りの方法が一般的で、栽培に取り組む場合は、薬品メーカーとの提携が必須となり、大量の生産物の確保や、生産者の育成などが課題であると捉えております。

町といたしましては、家庭における病気予防としての栽培支援や食品等での販売支援などを模索するとともに、遊休農地や、耕作放棄地の活用も念頭に、地域に自生する薬用植物や、本町の自然環境に適した薬用作物について調査し、先進地等の情報収集も行いながら、多角的な取組について研究してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。